

平成28年度公益財団法人矢板市育英会奨学金

貸与奨学生(採用候補者)募集要項

1 趣旨

この奨学金貸与事業は、健全な心を有し、学業に優れながら経済的理由により修学困難な人に、学資を貸与して、将来社会に貢献し得る有用な人材を育成することを目的とするものです。

2 出願資格

矢板市に住所を有する人の子弟及びこれに準ずる人であって、次の諸条件を備えるとともに、奨学金があれば高等学校、高等専門学校、専修学校、大学及び大学院課程の修業を全うし得る見込みがある人。

- (1) 品行が正しく、学業が優れた人
- (2) 経済的理由により、修学が困難と認められる人
- (3) 学校教育法に規定する、高等学校、高等専門学校、専修学校、大学及び大学院に在学する人及びこれらの学校に進学する人
- (4) 本会以外の機関(市町、民間団体等)の奨学金等の給付又は貸与を受けない人。
ただし、交通遺児育英奨学金については、重複して貸与を受けることが可能です。

3 貸与額

- | | |
|---|-------------|
| (1) 高等学校に在学する奨学生に貸与する奨学金 | 月額 15,000 円 |
| (2) 高等専門学校第1学年から第3学年に在学する奨学生に貸与する奨学金 | 月額 15,000 円 |
| (3) 高等専門学校第4学年・第5学年及び専修学校に在学する奨学生に貸与する奨学金 | 月額 30,000 円 |
| (4) 大学及び大学院に在学する奨学生に貸与する奨学金 | 月額 30,000 円 |

4 採用予定人員

- | | |
|--|-----|
| (1) 高等学校及び高等専門学校第1学年から第3学年に在学する奨学生 | 若干名 |
| (2) 高等専門学校第4学年・第5学年、専修学校、大学及び大学院に在学する奨学生 | 若干名 |

5 出願手続

- (1) 奨学生を志願する人は、連帯保証人(2人のうち1人については、本人が未成年の場合はその保護者、成年の場合は父母兄弟又はこれに準じる人)と連署した奨学生願書、所得証明書を添えて現在在学校長を経由して提出してください。

なお、現在大学等に在学している人は、奨学生願書、所得証明書、在学証明書を添えて育英会事務局に提出してください。

注) 所得証明書は、次の例にしたがって証明を受けてください。

ア 両親がいる世帯の場合 → 父と母2人の所得